

総合評価方式指名競争入札指名通知書

指名業者 御中

安芸市長 西内 直彦

下記の条件により指名しますので入札に参加してください。入札辞退をする場合には、その旨を届け出てください。入札辞退により今後の取引で不利益を受けることはありません。

記

契約条項を示す場所	安芸市企画調整課
落札決定の方法	別紙評価基準に基づく評価方法により、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式とする。
審査方式	事後審査方式 ※入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類を求め、当該落札候補者についてのみ行う。 ※追加書類の提出（落札候補者のみ）の期限は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時（いずれの日も閉庁日を除く）とする。
入札参加の方法等	当該工事の入札に参加しようとする者は、別紙1に定める様式により、市長に指名競争入札参加資格確認申請書（総合評価方式・事後審査）及び加算点自己申告書（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。申告のあった加算点は、落札候補者の提出する追加書類の精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に当該点数が確定するものとする。 1 申請書等の提出期間 この指名通知の日から令和8年10月9日（金）午後8時まで 申請書等の提出は、ダウンロードした様式により、安芸市役所企画調整課の下記メールアドレスに作成済みの電子ファイルを添付して提出すること。 【メールアドレス：kikakuchosei@city.aki.lg.jp】 2 申請書等の交付場所 入札情報システムからダウンロードすることができる。
入札保証金	免除する。
予定価格	事後公表
最低制限価格	失格基準価格を設ける。（事後公表）
契約保証金	別に定める方法により、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する現金の納付又は保証書等の提出を求める。
入札の無効	別に定める電子競争入札心得及び運用基準に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。入札参加者は、当該入札心得を承知すること。
質疑	設計書・仕様書の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。 (1) 質疑は令和8年10月9日（金）12:00 までに入札情報システム (https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/?kikanNo=1203) により受付ける。 (2) 原則、令和8年10月13日（火）の17:00 までに回答するものとする。
入札期間	令和8年10月14日（水）から令和8年10月16日（金）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前8時から午後8時まで）。ただし、最終日の提出期限は午後5時までとする。

入札日時及び場所	令和 8 年 10 月 19 日（月）9 時 00 分 電子入札システム
工 事 名	第 8-91 号 漁侵第 2 号穴内漁港海岸侵食対策工事
工期又は完成期限	令和 9 年 3 月 20 日
設 計 図 書 の 閲 覧	設計図書は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。 (閲覧期間：令和 8 年 9 月 29 日～令和 8 年 10 月 16 日)
独占禁止法の遵守に係る誓約書	この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例に定める要領第 2 の規定により、契約担当課へ契約書提出時に、同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第 3 の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
工事費内訳書	工事費内訳書の提出を義務付ける。電子入札システムにおいて、入札金額の登録時に添付して提出すること。
そ の 他	・本工事は、週休 2 日制工事実施要領における対象工事である。 ・本工事は、入札における積算内容に対する疑義申立て対象工事である。

第 1. 評価方法

- (1) 別紙 1「指名競争入札参加資格確認申請書(総合評価方式・事後審査)」及び「加算点自己申告書」の提出があった者に標準点として 100 点を与え、自己申告のあった加算点を加える。加算点は、企業の施工能力評価 50 点、配置予定技術者の施工実績評価 25 点、配置予定技術者の保有資格評価 25 点の計 100 点を 10 点に換算し、最高点数を 10 点として標準点に加える。
- (2) 標準点に加算点を加えた点数を当該入札参加者の入札価格（単位は「千万円」とする。）で除して得た数値（小数点第 5 位以下を切り捨て、小数点第 4 位までで数値化する。）を評価値とし、評価値によって落札者を決定する。
- (3) 加算点が 0 点の入札参加者にあっても、評価値は算定する。

第 2. 評価項目に関する事項

総合評価方式における評価項目は以下のとおりとする。

1 企業の施工能力の評価

同種工事について、過去 10 年間の施工実績の有無を 6 段階で評価する。落札候補者となった者は、追加書類として次の資料を提出すること。

(1) 同種工事の施工実績届出書

(2) 当該届出工事の CORINS 工事カルテ（CORINS 工事カルテがない場合には、当該工事の施工が証明できる契約書、設計図書等）の写し

※届け出る工事は、その発注者が国又は地方公共団体若しくは独立行政法人等の公共発注機関によるものに限る。共同企業体構成員としての施工実績を届け出る場合は、当該共同企業体における出資比率が 20%以上のものに限る。

※事後審査において、(2)の届出がない場合には、施工実績なしとして評価する。

2 配置予定技術者の能力の評価

同種工事について、過去 10 年間の従事経験を 6 段階、保有資格の状況を 3 段階で評価する。ただし、工期の途中で変更になっている場合は、従事経験として認めない。なお、申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合は、2 人までに限り候補者をもって申請することができるものとする。この場合は、評価値が低い者を審査対象とする。

落札候補者となった者は、追加書類として次の資料を提出すること。

(1) 配置予定技術者届出書

- (2) 当該従事工事の CORINS 工事カルテの写し
 - (3) 技術検定合格証明書（1 級又は 2 級土木施工管理技士と同等の資格を有するとして届け出る場合は、それを証明するに足る資料）の写し
 - (4) 配置予定技術者が監理技術者である場合には、監理技術者資格者証（平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証）の写し
 - (5) 3 ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等）
- 事後審査において、(2)の届出がない場合には、施工実績なしとして評価する。

第 3. 落札者の決定

- (1) 開札後、入札参加者には保留通知書（事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知）を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。
- (2) 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札価格が予定価格の範囲内で、かつ評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、入札価格が別に定める失格基準相当価格未満のものにあつては、当該入札者を失格として、落札候補者とはしない。この場合には、入札価格が予定価格と失格基準相当価格の範囲内で、かつ評価値が当該失格者に次いで高い者を落札候補者とする。

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ評価値の最も高い者が 2 者以上ある場合の落札候補者は、くじにより決定する。なお、予定価格の積算に疑義がある場合は、「入札における積算内容に対する疑義申立ての取扱い・手順について」に定めるところにより、落札決定後に申し立てを行うこと。
- (3) 落札候補者に求める追加書類

開札の結果、落札候補者となった者は、第 2 に定める追加書類を提出しなければならない。
- (4) 落札候補者について、その者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行った結果、入札参加資格があり評価値が最も高いことが認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は期限までに追加書類の提出がない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。

また、審査の結果、落札候補者の評価値に変動があつて順位が入れ替わる場合は、最も評価値が高い者を落札候補者に改め、その者に追加書類の提出を求めて審査を行う。以下、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。

※落札者は、「配置予定技術者届出書」で届け出た技術者を当該工事に配置しなければならない。

総合評価方式指名競争入札評価基準

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の 施工能力	同種工事の 施工実績	過去 10 年間の 同種工事の施工実績	A 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 3 件以上	50 点
			B 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 2 件	40 点
			C 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 1 件	30 点
			D 高知県内における公共機関発注の工事 実績 3 件以上	20 点
			E 高知県内における公共機関発注の工事 実績 2 件まで	10 点
			F 工事实績なし	0 点
配置 予定 技術 者の 能力	同種工事の 施工実績	過去 10 年間の 監理技術者、主任技 術者、現場代理人と しての施工従事の有 無	A 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 3 件以上	25 点
			B 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 2 件	20 点
			C 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 1 件	15 点
			D 高知県内における公共機関発注の工事 実績 3 件以上	10 点
			E 高知県内における公共機関発注の工事 実績 2 件まで	5 点
			F 工事实績なし	0 点
	保有資格	配置予定技術者の 保有する資格	A 1 級土木施工管理技士と同等の資格を 有する者	25 点
			B 2 級土木施工管理技士と同等の資格を 有する者	15 点
			C その他の資格を有する者	5 点

■ 同種工事の施工実績届出書

同種工事とは、次の工事とする。

- (1) 最終請負金額が 2 000 万円以上の 港湾・漁港・海岸工事 であること。
 - (2) 船舶使用による海上作業を伴う次のいずれかの工事であること。
 - ・防波堤などの外郭施設（不透過堤に限る）
 - ・岸壁・物揚場
 - ・消波ブロック 等据付（1 個当たりの重量が 20 t 以上のものに限る）
 - (3) 発注者が国又は地方公共団体等であること。
- ※評価対象となることを希望するものについて、1 工事 1 部ずつの作成が必要であること。

1 工事名欄

受注工事名を記載する。

2 発注機関名欄

具体的に記載する（安芸市〇〇課、高知県〇〇事務所等）

3 施工場所欄

具体的に記載する。（安芸市〇〇〇、高知県〇〇市等）

4 契約金額欄

最終契約金額（契約時ではなく、変更契約があった場合には変更契約額を増減させた後の最終請負金額）を千円単位（千円未満切捨）で記載する。

5 工期欄

契約日ではなく、着工日から完成日までとし、完成日が過去 10 年間(平成 28 年度から令和 8 年度の本工事指名通知日の前日まで)を対象とする。

6 受注形態欄

単体、J V（共同企業体）の別を記載する。ただし、J V の場合には出資比率 20% 以上のものでなければ評価対象とはならない。

7 工事内容欄

施工方法、規模、寸法を簡潔に記載する。

8 添付資料

施工実績の確認資料として、(財)日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録している CORINS 工事カルテの写しを添付する。

CORINS 工事カルテがない場合には、挙証資料として当該工事の契約書、設計図書（工事の施工実績が証明し得る部分のみで可）の写しを添付する。

この添付資料の添付がない場合には、評価対象としない。

■ 配置予定技術者届出書

総合評価方式における評価根拠資料となるものであり、評価対象とするものについて、1 工事 1 部ずつの作成が必要であること。同種工事の施工実績届出書と同一の工事であり、CORINS 工事カルテ等の確認資料が 共通する場合は、確認資料の添付を省略することができるが、その旨を記載すること。

配置予定技術者の有する法令による免許及び継続雇用がされていることの挙証資料については、各 1 部で差し支えない。なお、申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合は、2 人 までに限り候補者をもって申請することができるものとするが、配置予定技術者氏名 に(候補者 1)、(候補者 2)を併記し識別できるようにすること。この場合は、評価 値が低い者を審査対象とする。

1 法令による免許欄

保有免許の正式名称と（ ）書きでその取得年月日及び登録番号を記載する。経験年数は、申請日までの実務経験年数を記載すること。

保有免許の確認資料として、技術検定合格証明書、監理技術者である場合には加えて監理技術者資格者証の写しを必ず添付する。この添付がない場合には当該保有資格を有する技術者とは認められず、評価対象としないので注意すること。

なお、技術検定合格者ではないが建設業法第 7 条第 2 号イ～ハに該当し同等の資格を有するとして届け出る場合には、それを証明するに足る資料（写しで可）の添付が必要であること。

2 雇用年月日欄

配置技術者は申請日において引き続き 3 ヶ月以上雇用されている者でなければ、保有資格があっても届け出ることはできない。

雇用年月日と雇用期間は申請日時点のものを記載し、引き続き 3 ヶ月以上雇用されていることを証明する書類を必ず添付する。この添付がない場合には引き続き 3 ヶ月以上雇用されているとは認められず、評価対象としないので注意すること。

3 施工経験の概要欄

「同種工事の施工届出書」の留意事項 1～7 に準ずるが、従事役職は監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかに限る。工期の途中で変更になっている場合には、実績として認めない。